

第6号議案

蒲郡市いじめ問題調査委員会及び蒲郡市いじめ問題再調査委員会条例の制定
について

蒲郡市いじめ問題調査委員会及び蒲郡市いじめ問題再調査委員会条例を、次のよ
うに制定するものとする。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市いじめ問題調査委員会及び蒲郡市いじめ問題再調査委員会条例

別紙のとおり

提案理由

いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置するいじめの防止等のための対策に係
る組織に関し、必要な事項を定めるため提案する。

蒲郡市いじめ問題調査委員会及び蒲郡市いじめ問題再調査委員会条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 蒲郡市いじめ問題調査委員会（第2条—第11条）

第3章 蒲郡市いじめ問題再調査委員会（第12条—第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置するいじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。第3条において同じ。）のための対策に係る組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 蒲郡市いじめ問題調査委員会

（設置）

第2条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、蒲郡市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策及び法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

（組織）

第4条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第6条 調査委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 調査委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた次条の臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(臨時委員)

第8条 教育委員会は、調査委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、調査委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

第3章 蒲郡市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第12条 法第30条第1項の規定による報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要がある

と認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、蒲郡市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。

（所掌事務）

第13条 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

（委員の任期）

第14条 委員の任期は、市長が委嘱したときから当該諮問に係る答申又は意見の具申が終了したときまでとする。

（準用）

第15条 第4条、第5条第2項及び第6条から第11条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第4条第2項、第7条第1項並びに第8条第1項及び第2項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。